

刈谷市介護職員初任者研修費補助金交付要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 介護サービス事業者（第3条—第9条）

第3章 介護職非従事者（第10条—第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、新たな介護人材の確保並びに介護職員の離職率の低減及び資質の向上を図るため、介護職員初任者研修を受講する者又はその者が属する介護サービス事業者に対し交付する刈谷市介護職員初任者研修費補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）介護職員初任者研修 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号イ及びロに掲げる研修であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係るものとす。

（2）介護サービス 次に掲げるものをいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第24項に規定する居宅介護支援及び同条第26項に規定する施設サービス並びに同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス及び同条第16項に規定する介護予防支援

イ 刈谷市指定介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年4月1日施行）第2条第3号に規定する訪問介護相当サービス、同条第4号に規定する緩和基準訪問型サービ

ス、同条第5号に規定する通所介護相当サービス及び同条第6号に規定する緩和基準通所型サービス

(3) 介護サービス事業者 介護サービスを行う事業所(以下「事業所」という。)を市内に有する法人をいう。

(4) 介護職非従事者 第13条の規定による補助金の交付の申請をする日において事業所に勤務していない者をいう。

第2章 介護サービス事業者

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下この章において「補助対象事業者」という。)は、介護サービス事業者であって、市税を滞納していないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業者が有する市内の事業所で勤務する職員の介護職員初任者研修に係る受講料(補助対象事業者が負担する部分に限る。以下「事業者負担受講料」という。)とする。ただし、当該職員の介護職員初任者研修に係る受講料について国、県その他の機関から補助金等の交付を受けている場合は、補助金の交付の対象としない。

2 前項の職員は、補助対象事業者が当該介護職員初任者研修の修了の日から1年以上市内の事業所において雇用する者とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、事業者負担受講料に2分の1を乗じて得た額とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の額は、介護職員初任者研修を受講する職員1人につき5万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、第4条に規定する職員が受講する介護職員初任者研修の申込期限までに刈谷市介護職員初任者研修費補助金介護サービス事業者交付申請書(様式第1号。以下この章において「事業者申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 受講する介護職員初任者研修の実施日及び受講料を確認できるもの

(2) 事業者負担受講料の額を確認できるもの

(3) 介護職員初任者研修を修了した者を引き続き市内の事業所で1年以上雇用する旨の誓約書
(交付の決定等)

第7条 市長は、事業者申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、刈谷市介護職員初任者研修費補助金介護サービス事業者交付決定通知書（様式第2号）により当該事業者申請書を提出した者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、当該決定に係る介護職員初任者研修を職員が修了した日から起算して90日を経過する日又は当該修了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、刈谷市介護職員初任者研修費補助金介護サービス事業者実績報告書兼請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 介護職員初任者研修に係る受講料の支払を証する書類の写し
 - (2) 介護職員初任者研修に係る受講料の一部又は全部について補助対象事業者が負担したことを確認できる書類
 - (3) 介護職員初任者研修の修了証書の写し
- （交付決定の取消し及び補助金の返還）

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定を取り消し、刈谷市介護職員初任者研修費補助金介護サービス事業者交付決定取消通知書（様式第4号）により当該者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けた場合
- (2) 介護職員初任者研修を修了した者（補助金の交付に係る者に限る。）をその研修修了後1年を経過する前に市内の事業所において雇用しなくなった場合。
ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア 当該修了した者が属する介護サービス事業者が有する事業所間の異動であって、介護サービス事業者が有する市内の事業所における介護職員初任者研修を修了している職員及びこれと同等以上の資格を有すると認められる職員の数が減少しない場合
 - イ 当該修了した者が死亡、家族の介護、配偶者の転勤（当該修了した者が

引き続き市内の事業所で勤務することが困難な場合に限る。) その他のやむを得ない理由により退職した場合

2 据助金の交付を受けた者は、前項の規定により据助金の交付の決定を取り消されたときは、据助金の全部を市長に返還しなければならない。

第3章 介護職非従事者

(據助対象者)

第10条 据助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する介護職非従事者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新たに市内の事業所に勤務する意思のある者
 - (2) 市税を滞納していない者
- (據助対象経費)

第11条 据助金の交付の対象となる経費は、介護職員初任者研修に係る受講料とする。ただし、当該受講料について国、県その他の機関から据助金等の交付を受けている場合は、据助金の交付の対象としない。

(據助金の額)

第12条 据助金の額は、介護職員初任者研修に係る受講料に2分の1を乗じて得た額とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 据助金の額は、5万円を限度とする。

(交付の申請)

第13条 据助金の交付を受けようとする者は、受講する介護職員初任者研修の申込期限までに、刈谷市介護職員初任者研修費補助金介護職非従事者交付申請書(様式第5号。以下この章において「個人申請書」という。)に当該介護職員初任者研修の実施日及び受講料を確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第14条 市長は、個人申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、刈谷市介護職員初任者研修費補助金介護職非従事者交付決定通知書(様式第6号)により当該個人申請書を提出した者に通知するものとする。

(実績報告)

第15条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、当該決定に係る介護職員初任者研修を修了した日から起算して90日を経過する日又は当該修了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、刈谷市介護職員初任者研修費補助金介護職非従事者実績報告書兼請求書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）介護職員初任者研修に係る受講料の支払を証する書類の写し

（2）介護職員初任者研修の修了証書の写し

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第16条 市長は、第14条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けた場合は、補助金の交付の決定を取り消し、刈谷市介護職員初任者研修費補助金介護職非従事者交付決定取消通知書（様式第8号）により当該者に通知するものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消されたときは、補助金の全部を市長に返還しなければならない。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に受講する介護職員初任者研修に係る補助金について適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により補助金の交付を受けた者に係る第9条及び第16条の規定による交付決定の取消し及び補助金の返還については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市介護職員初任者研修費補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に受講を開始する介護職員初任者研修に係る補助金について適用し、同日前に受講を開始する介護職員初任者研修に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。